

# 兵庫県公報

平成26年 6月 6日 金曜日 第 2600 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
土地改良区の定款の変更認可（同）	2
国土調査の指定（同）	2
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
土壌汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定（同）	3
同上（同）	3
公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
公共測量が終了した旨の通知（同）	4
昭和43年兵庫県告示第449号の2（兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定）の一部改正（港湾課）	4
景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	5
土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	5
公 告	
随意契約の相手方等の公示（災害対策課）	6
大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	6
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	7
入札公告（管理課）	8
落札者等の公示（同）	10
随意契約の相手方等の公示（同）	11

## 告 示

### 兵庫県告示第512号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年 6月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 神戸市淡河土地改良区

##### 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	押 場 嘉 彦	神戸市北区淡河町神田510番地の1

##### 就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	奥 下 均	神戸市北区淡河町神田1287番地

#### 林谷土地改良区

##### 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 谷 喜 昭	姫路市林田町林谷94番地
同	榎 十	同 市林田町林谷776番地 1
同	木 村 友次郎	同 市林田町林谷598番地
同	児 嶋 明	同 市林田町林谷257番地
同	森 崎 弘 光	同 市林田町林谷823番地
監 事	赤 松 好 治	同 市林田町林谷259番地
同	大 浦 雅 和	同 市林田町林谷118番地 2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 谷 喜 昭	姫路市林田町林谷94番地
同	榎 十	同 市林田町林谷776番地 1
同	木 村 友次郎	同 市林田町林谷598番地
同	児 嶋 明	同 市林田町林谷257番地
同	森 崎 弘 光	同 市林田町林谷823番地
監 事	赤 松 好 治	同 市林田町林谷259番地
同	大 浦 雅 和	同 市林田町林谷118番地 2



兵庫県告示第513号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成26年 6 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
甲山土地改良区	平成26年 5 月13日
成相土地改良区	平成26年 5 月20日



兵庫県告示第514号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条第 3 項の規定により、次の調査を国土調査として指定した。  
平成26年 6 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
神崎郡市川町	神崎郡市川町のうち下牛尾	平成26年 4 月から 平成27年 2 月まで



兵庫県告示第515号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第 5 条第 1 項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 6 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社ユタックス  
西脇市野村町 201 1  
代表取締役 宇 高 章 平
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社ユタックス  
西脇市野村町 201 1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	19号ト 染色施設 (No. 1)	19号ト 染色施設 (No. 2)		
能	力	45kg / 日	90kg / 日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		9時～18時 8時間	同 左		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	4～5	4～8	4～5	4～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	170	200	170	200
	化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	130	155	165	180
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg / L)	40	60	50	55
	窒 素 含 有 量 (単位 mg / L)	24	27	24	27
	リン 含 有 量 (単位 mg / L)	0.9	1.3	0.9	1.3
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> / 日)		2.7	4.8	6.3	10.5

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の量及び汚濁負荷量が減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年6月6日から同月27日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び西脇市福祉生活部生活環境課



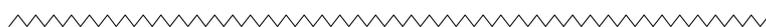
兵庫県告示第516号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年6月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する区域  
豊岡市中央町128番1、151番の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物
- 3 1の土地は、土壤汚染対策法施行規則第58条第4項第9号に該当する。



兵庫県告示第517号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指

定する。

平成26年6月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定する区域

南あわじ市市善光寺字野田1番、1番2、22番1、市小井字市道2番、2番2、2番3、7番、9番、18番1、18番2、18番3、市小井字川東445番9、445番33の一部

2 特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第518号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年6月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量(3級基準点測量)

2 作業期間

平成26年5月23日から平成26年7月31日まで

3 作業地域

西宮市南昭和地区



兵庫県告示第519号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年6月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量(道路台帳図データ更新)

2 作業期間

平成26年3月3日から同月25日まで

3 作業地域

三木市の一部



兵庫県告示第520号

昭和43年兵庫県告示第449号の2(兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をくい留することについて許可を要しない施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成26年6月6日

兵庫県知事 井戸敏三

表中

「家島港	網場けい船護岸	181.0	-	2.0	同	」
を						
「家島港	網場けい船護岸	143.2	-	2.0	同	」
に、						
「同	左の浦けい船護岸	198.0	-	2.5	同	」
を						
「同	左の浦けい船護岸	178.5	-	2.5	同	」
に、						
「同	右の浦けい船護岸	86.0	-	1.5	同	」

を 「	同	右の浦けい船護岸	126.0	-	1.5	同	」
に、 「	同	山浦けい船護岸	135.0	-	1.5	同	」
を 「	同	城山けい船護岸	155.0	-	1.5	同	」
に改め、 「	同	真浦さん橋	9.0	-	3.0	同	」
を削り、 「	同	真浦けい船護岸	65.5	3.0	1.5	同	」
を 「	同	真浦けい船護岸	122.0	3.0	1.5	同	」
に、 「	同	- 3.5m東物揚場	40.0	-	3.5	同	」
を 「	同	- 3.5m東物揚場	103.0	-	3.5	同	」
に改め、 「	同	真浦旅客船浮棧橋	35.0	-	2.3	浮棧橋	
	同	尾崎鼻岸壁	209.0	4.5	5.5	直立消波	
	同	棧橋	30.0	-	2.0	棧橋式	
	同	- 3.0m物揚場	90.0	-	3.0	重力式	」

を追加する。



兵庫県告示第521号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成26年6月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 株式会社ヒュッテやまなみ  
 代表者の氏名 田 淵 広 次  
 住所 養父市丹戸109番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 （仮称）やまなみプロジェクト  
 所在地 養父市大久保字横角1579 2
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課  
 縦覧期間 平成26年6月6日から同月19日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
 提出期間 平成26年6月6日から同月19日まで  
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第522号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、太子町 J R 網干駅西南土地区画整理組合の事業計画の変更を平成26年 5 月26日に認可した。

平成26年 6 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公 告

随意契約の相手方等の公示

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成26年 6 月 6 日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量  
災害対応総合情報ネットワークシステムに関する運營業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地  
兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課防災情報室 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
平成26年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
西日本電信電話株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番
- 5 随意契約に係る契約金額  
35,856,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条 1 項(d)による。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年 6 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 やぶYタウン  
所在地 養父市上箇153番地 1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
養父町開発株式会社	養父市小城567番地	廣 瀬 榮
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401番地 1	疋 田 直太郎
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目 3 番52号	加 栗 章 男
株式会社サンキュー	福井市新保北一丁目601番地	三 嶋 恒 夫
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目 7 番 7 号	加 賀 純 一
有限会社朝倉酒食料品店	養父市八鹿町八鹿1059番地	朝 倉 猛
真 狩 和 雄	豊岡市日高町土居80番地の 7	
- 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
養父町開発株式会社	養父市小城567番地	松岡 伸一
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401番地1	疋田 耕造
株式会社サンキュー	福井市新保町2字3番	三嶋 恒夫

外4者

イ 変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
養父町開発株式会社	養父市小城567番地	廣瀬 榮
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401番地1	疋田 直太郎
株式会社サンキュー	福井市新保北一丁目601番地	三嶋 恒夫

外4者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401番地1	疋田 耕造
株式会社サイバーネーション	大阪市北区梅田2 5 2	喜納 由美子
株式会社サンキュー	福井市新保町2字3番	三嶋 恒夫

外6者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401番地1	疋田 直太郎
株式会社サイバーネーション	大阪市北区梅田2 5 1	喜納 由美子
株式会社サンキュー	福井市新保北一丁目601番地	三嶋 恒夫

外6者

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成26年3月25日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成25年11月13日ほか

5 届出年月日

平成26年5月14日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成26年6月6日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年10月6日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年6月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市別所町近藤字東町中10番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古郡播磨町東野添二丁目20番1号  
中野重信
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年3月24日  
兵庫県指令北播(加土)(建)第1-23号(25三木)

~~~~~

#### 入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年6月6日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
兵庫県フェニックス防災システム防災端末等機器一式(賃貸借)
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間  
平成26年9月1日(月)から平成31年8月31日(土)まで(5年間)
- (4) 納入場所  
兵庫県災害対策センターほか計116箇所(詳細は別途指定する場所とする。)
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

##### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 津島

電話(078)341-7711 内線4935 F A X (078)362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成26年6月6日(金)から同月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成26年7月16日（水）午後3時30分 兵庫県庁西館 1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成26年7月15日（火）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

「兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成26年6月6日（金）午前9時から同月20日（金）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入札の日時

平成26年7月9日（水）午後5時から同月16日（水）午後3時30分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成26年6月9日（月）から7月1日（火）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成26年6月9日（月）から同月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、6月20日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 事前協議申込書

(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成26年7月9日（水）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年7月15日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。
- イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成26年7月31日(木)までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 set of Apparatus, such as the Hyogo phoenix disaster prevention system disaster prevention terminal

(3) Lease period: September 1, 2014 - August 31, 2019

(4) Delivery location:

Hyogo disaster management center and 115 other places (as specified in the tender documentation)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 20, 2014

(6) Deadline for tender:

15:30 July 16, 2014 by direct delivery and electronic bidding system

17:00 July 15, 2014 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Tsushima, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4935

~~~~~

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成26年6月6日

## 契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
県立特別支援学校中型スクールバス（ワンステップ仕様）6台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年5月19日
- 4 落札者の名称及び住所  
いすゞ自動車近畿株式会社 神戸市東灘区向洋町西4丁目4番
- 5 落札金額  
91,368,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成26年4月8日



## 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成26年6月6日

## 契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
県庁WANパソコン等（本庁分等）一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
平成26年4月17日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
JA三井リース株式会社 大阪市北区中之島2丁目3番33号
- 5 随意契約に係る契約金額  
6,452,568円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成26年4月1日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。